

国民健康保険一部負担金の減免 などについて

問健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

災害や収入の減少などの特別な事情により、医療機関で一部負担金（自己負担額）の支払いが困難な人は、申請により必要と認められた場合に、一部負担金の減額などの措置を受けることができます。

◇対象要件

- ①震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき
- ②干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- ③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき
- ④その他①～③に類する理由があり、必要と認められた場合

◇適用期間

- ・徴収猶予
…申請のあった日を含めて6ヵ月以内
- ・減額または免除
…申請のあった日を含めて3ヵ月以内

◇申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
 - ・印鑑
 - ・災害などによる場合は、り災証明書
- ※災害などで損害を受けた日から6ヵ月以内に申請してください。
- ・世帯員全員の収入額が分かる書類（給与証明書、預貯金通帳、年金支給通知など）
 - ・その他申請の理由を証明する書類（退職証明書、雇用保険受給者証など）

詳細は健康保険課にお問い合わせください。



乳幼児医療・ひとり親家庭医療の更新手続を

問町民福祉課 福祉係
☎52-5810

乳幼児医療・ひとり親家庭医療の更新時期です。

それぞれ有効期間が7月31日となっていますので、該当すると思われる人は右記の日時に更新または交付手続をしてください。

＜乳幼児医療制度とは＞

父母の平成27年度市町村民税所得割額の合計から、中学生以下の子どもの数×1万9,800円+高校生などの数×7,200円を引いた金額が**13万6,700円以下の場合**、義務教育就学前までの乳幼児の医療費が無料になる制度です。

＜ひとり親家庭医療制度とは＞

生計を同一にするものの平成27年度町民税所得割額の合計から、中学生以下の子どもの数×1万9,800円+高校生などの数×7,200円を引いた金額が**0円以下になる世帯**で、18歳（高校卒業）までの子どもを養育する父子・母子家庭などの子どもと父親または母親の医療費が無料になる制度です。

◇受付期間

7月16日(木)～7月31日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く)

◇場所

町民福祉課③④窓口

◇持参していただくもの

- ・健康保険証（乳幼児医療は乳幼児の名前が記載されているもの、ひとり親家庭は世帯全員の名前が記載されているもの）
- ・印鑑
- ・平成27年1月1日に町外に住民票があった人は、市町村民税課税額を証明できるもの
①所得課税証明書(平成27年度)
②市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(平成27年度)